

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方 介護予防・生活支援サービス事業対象の方へ 新しい介護保険負担割合証を お送りします

介護保険サービス等を利用するときの利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月13日(水)に発送します。8月1日(月)以降のサービスの利用には、新しい介護保険負担割合証をご使用ください。有効期限は29年7月31日(月)です(福祉用具購入費・住宅改修費は領収日が8月のものから新しい負担割合を適用)。

介護保険負担割合証は、介護保険サービス等の利用時に介護保険被保険者証と併せて提示する必要があります。大切に保管してください。
【問合せ】▶介護保険の要介護・要支援認定を受けている方…介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4597、▶介護予防・生活支援サービス事業対象の方…地域包括ケア推進課介護予防係(本庁舎2階)☎(5273)4568へ。

◆利用者負担割合◆

27年中の所得等を基準に判定します。下記の①②に該当しない方は、2割負担です。

- ★1割負担
 - ①第2号被保険者(40歳～64歳)
 - ②第1号被保険者(65歳以上)で次の(1)～(5)のいずれかに該当する方
 - ▶(1)生活保護を受給している
 - ▶(2)住民税が非課税
 - ▶(3)本人の合計所得金額が160万円未満
 - ▶(4)本人の合計所得金額が160万円以上であるが、同一世帯の第1号被保険者が本人のみで、年金収入額とその他の合計所得金額の合計が280万円未満
 - ▶(5)本人の合計所得金額が160万円以上であるが、同一世帯の第1号被保険者が2人以上で、それぞれの年金収入額とその他の合計所得金額の合計が346万円未満

利用者負担の上限額を超えた金額を 払い戻します

1か月間に利用した介護保険サービスと介護予防・生活支援サービスの世帯の利用者負担額の合計が高額になった場合は、申請により利用者負担上限額(下表)を超えた金額を払い戻します。該当する方には申請書をお送りしています。
※下表の適用期間は、8月1日～29年7月31日のサービス利用分です。
※「福祉用具購入費・住宅改修費」「要介護等状態区分の支給限度額を超えた額」「介護保険サービス等以外の自己負担額」「施設サービス利用時の居住費・食費等の自己負担額」は払い戻しの対象にはなりません。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階)☎(5273)4176へ。
利用者負担上限額(月額)

所得段階		利用者負担上限額
住民税世帯	世帯内の65歳以上の方の課税所得金額が145万円以上の方(収入基準額による特例★あり)	44,400円(世帯)
	世帯内の65歳以上の方の課税所得金額が145万円未満の方	37,200円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円(世帯)
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等		15,000円(個人・世帯)

★収入基準額による特例…27年中の収入が収入基準額(同じ世帯の65歳以上の方が1名の場合は383万円、2名以上の場合は520万円)未満の場合は、申請により利用者負担上限額が37,200円になります。該当する可能性のある世帯には、「基準収入額適用申請書」を7月11日(月)に発送します。

高齢者の介護予防・福祉増進のための活動に 助成します

- 住民等提案型事業助成・高齢者福祉活動基金助成(第2期募集)
- 【対象事業】実施団体の会員以外の高齢者を対象とした新規・拡充事業で、助成終了後も継続的に活動する下記の事業(いずれもほかの補助を受けている事業を除く)

- ▶区内在住の高齢者のための介護予防、認知症・うつ・閉じこもり防止、生活支援・生きがいづくり・健康づくり等に関する活動(介護予防教室、健康指導、高齢者向けの啓発講座など)
 - ▶区内在住の高齢者が主体となって行う社会貢献活動(地域の清掃、防犯・防災活動など)
- 【助成額】対象経費の4分の1～4分の3(30万円を限度。同一内容の事業への助成は1年度1回(通算して3回まで)。回数によって助成率が異なります)

【助成金の交付】審査の上、助成事業・金額等を決定し、9月上旬に交付予定
【説明会の日時・会場】7月12日(火)午後6時～7時、区役所本庁舎地下1階11会議室(要事前予約)
【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を7月29日(金)までに地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階)☎(5273)4567へお持ちください。申請書は、同係等で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。



「子育て世代にびつたりな田舎」2年連続全国1位の伊那市が、「教育・子育て・移住」をテーマに展示等で伊那市の魅力を紹介します。
【会場】申込み当日直接、銀座NAGANO(中央区銀座5-1-6)5階 ☎(5273)4069へ。
【日時】7月16日(土)午前11時～午後4時
【内容】伊那市の教育・子育て・移住に関するパネル展示と相談コーナーほか
【問合せ】当日直接、銀座NAGANO(中央区銀座5-1-6)5階 ☎(5273)4069へ。
【問合せ】伊那市地域創造課 ☎(0265)784111へ。

新宿打ち水大作戦

地域で打ち水をしていただく方を募集します。風呂の残り湯等で新宿のまちを冷やしましょう。のぼり(右下図)・ひしやくを貸し出します。希望する方は、お問い合わせください。
【実施期間】7月22日(金)～9月15日(木)
【申込み】所定の実施計画書を郵送またはファックスで環境対策課環境計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階)☎(5273)3763へ。
【問合せ】環境学習情報センター(西新宿2-11-4) ☎(03)33486277へ。
【日時】7月16日(土)午前11時～午後4時
【内容】伊那市の教育・子育て・移住に関するパネル展示と相談コーナーほか
【会場】申込み当日直接、銀座NAGANO(中央区銀座5-1-6)5階 ☎(5273)4069へ。
【問合せ】伊那市地域創造課 ☎(0265)784111へ。

平成28年熊本地震災害義援金にご協力ください

義援金の受け付けを29年3月24日(金)まで延長しました。募金箱は区役所本庁舎・特別出張所・新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)・区立図書館等に設置しています。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505へ。

催し・講座

プラネタリウム一般公開
夏番組夏の星座と銀河鉄道の夜
【日時】7月9日(土)・17日(日)・30日(出)・8月5日(金)・26日(土)・12日(日)・19日(日)・20日(出)・12日(出)・14日(日)・15日(金)・午後1時30分～午後2時50分からの3回投影(投影時間約50分。投影開始後は入退場不可)
【費用】300円(中学生までは無料)観覧券の発売と入場は、投影開始の30分前から
【会場】申込み当日直接 新宿コズミックセンター

まなびの教室

特別支援教室説明会
通常の学級に在籍し、発達障害等により特別な配慮を必要とする児童への支援の充実のため、4月から全ての区立小学校に「まなびの教室」を開設しました。普段は通常の学級で学習し、児童の状態に応じて、学校内にある「まなびの教室」で指導を受けることができます。
【日時】7月15日(金)午前10時～12時

はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み
※宛先は各記事の申し込み先へ。※費用の記載のないものは、原則無料。
①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

【対象】29年度に小学校に入学予定または現在小学校に通っている、発達障害等のため特別な配慮を必要とするお子さんの保護者、幼稚園・保育園・子ども園・療育機関で療育相談等に関わっている方ほか
【内容】まなびの教室の概要と指導内容等
【会場】申込み当日直接、教育センター(大久保3-1-2、新宿コズミックセンター5階)へ。
【問合せ】教育支援課特別支援教育係 ☎(3233)3074へ。

【対象】29年度に小学校に入学予定または現在小学校に通っている、発達障害等のため特別な配慮を必要とするお子さんの保護者、幼稚園・保育園・子ども園・療育機関で療育相談等に関わっている方ほか
【内容】まなびの教室の概要と指導内容等
【会場】申込み当日直接、教育センター(大久保3-1-2、新宿コズミックセンター5階)へ。
【問合せ】教育支援課特別支援教育係 ☎(3233)3074へ。